

提案書審査項目・評価基準

1 審査項目

審査の項目は次表のとおりとする。

< 1 基本的審査項目 >

審査項目	主な審査の着目点	確認箇所	配点
企画提案面（４０点）			
業務の基本的な考え方	・業務、仕様書の理解度 ・業務全体のプロセス ・方針、手法の妥当性	企画提案書	４０点
業務実施面（２０点）			
業務実績	・関連業務の実績	様式４	１０点
業務実施体制	・業務遂行に係る組織体制	様式５	１０点
価格提案（５点）			
業務に係る見積金額	・限度額に対する見積金額の妥当性、整合性	見積書	５点
ヒアリング等（３０点）			
取組意欲	・業務への意欲	プレゼンテーション	１０点
専門技術力	・高い専門性の有無		１０点
実現性	・提案内容の実現性		１０点
基本的審査項目の評価点計			９５点

< 2 社会的価値の実現に資する取組に係る審査項目 >

審査項目	主な審査の着目点	確認箇所	配点
女性の活躍促進に関する取組	愛知県が実施する女性の活躍に係る認証等の取得 ・「女性の活躍促進宣言」提出 ・あいち女性輝きカンパニー」認証 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく厚生労働大臣の認定の取得 ・「えるぼし」等認定	いずれかにおいて提出している又は認証若しくは認定されている。	２点
ワーク・ライフ・バランスの推進	・「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」登録 次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定の取得 ・「くるみん」等認定	いずれかにおいて登録又は認定されている。	２点
環境マネジメントシステムの導入	・ISO14001 の認証 ・エコアクション２１の認証 ・KES の認証 ・エコステージの認証	いずれかにおいて認証されている。	２点
障がい者等雇用に関する取組	障がい者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成 保護観察所への協力雇用主としての登録	達成又は登録している。	２点
社会的価値の実現に資する取組に係る審査項目の評価点計			５点

※ 各審査項目について、提出書類で各項目に該当すると確認できる場合は、２点を加点するが、小計が６点以上となる場合であっても、付与点数は５点を上限とする。

2 評価基準

(1) 基本的審査項目

ア 各審査項目についてA、B、Cの3段階評価を行い、10点満点（A＝10点、B＝6点、C＝0点）とする。ただし、価格提案（本業務に係る見積金額）については、5点満点（A＝5点、B＝3点、C＝0点）とする。

イ 基本的審査項目の各項目の評価の基準は次表のとおりとする。

<評価の基準>

審査項目	主な審査の着目点	評価		
		A	B	C
業務の基本的な考え方	業務、仕様書の理解度	的確に理解しており検討が十分である。	A Cに該当しない。	業務内容をよく理解していない。
	業務全体のプロセス	無理のない業務計画が組まれている。	A Cに該当しない。	業務計画に無理がある。
	方針、手法の妥当性	特に妥当性がある。	A Cに該当しない。	妥当でない。
業務実績	関連業務の実績	高度な実績がある。	A Cに該当しない。	実績がない。
業務実施体制	業務遂行に係る組織体制	十分な組織体制が整っている。	A Cに該当しない。	組織体制に無理がある。
業務に係る見積金額	限度額に対する見積金額の妥当性、整合性	限度額との整合性がとれる。	A Cに該当しない。	限度額との整合性がとれない。
取組意欲	業務への意欲	十分な取組意欲がある。	A Cに該当しない。	意欲がみられない。
専門技術力	高い専門性の有無	高い専門性を有している。	A Cに該当しない。	専門性に欠ける。
実現性	提案内容の実現性	実現性が妥当である。	A Cに該当しない。	妥当でない。

(2) 社会的価値の実現に資する取組に係る審査項目

各審査項目について、提出書類で各項目に該当すると確認できる場合は、2点を加点するが、小計が6点以上となる場合であっても、付与点数は5点を上限とする。